

## 訴訟後の自賠責保険金の被害者請求（過失部分）

### 【前提】

- ・自賠責保険は、被害者の過失が7割未満の場合は過失減額がない。

<https://soudanguide.sonpo.or.jp/car/q035.html>

### 【質問】

- ・訴訟上の和解ないし判決（訴訟結果）で、例えば「被害者の過失6割・傷害にかかる損害120万円以上」と認められた場合、訴訟結果を添付して自賠責保険に被害者請求をすれば、傷害にかかる損害について120万円全額が認められる（過失6割の減額がない）という理解で間違いないか。

### 【回答】

- ・自賠責保険の被害者請求で訴訟結果が添付されている事例はそれなりにある。
- ・この場合、自賠責保険においても、訴訟結果をそのまま認めることは多い。
- ・訴訟結果がそのまま認められた場合、被害者の過失が6割であれば、重過失減額は適用されず、傷害にかかる損害について120万円全額が認められる（過失6割の減額はない）。

※国土交通省に架電をしたところ、まずは自賠責保険の窓口保険会社に確認してほしいとのことだったため、三井住友海上火災の窓口に問い合わせたところ、上記の回答（口頭）があった。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/faq/index.html>

<https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/jibaiseki/insurance/confirm01.html>